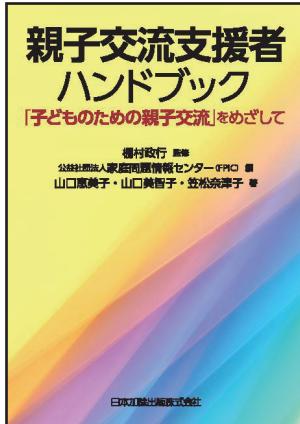


# FPIC 親子交流支援事業部の長年の実務経験がこの1冊に！ 支援者・父母の「こんな時どうすれば？」に答える



# 親子交流支援者 ハンドブック

## 「子どものための親子交流」をめざして

棚村政行 監修

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC） 編

山口恵美子・山口美智子・笠松奈津子 著

2025年11月刊 A5判 308頁 定価4,180円（本体3,800円）978-4-8178-5033-1 商品番号：41016 略号：親ハン

- 親子交流支援の基本を理解するための「理論編」、組織運営論と実際の支援の進行手順を紹介する「組織運営実践編」、具体例から考える「相談実践編」の3部構成。
- 第3部「相談実践編」では、「支援者からの相談」へのアドバイスと「父母からの相談」への考え方の例を解説した全83問のQ&Aを収録。
- 卷末資料として、FPICで活用されている携行手帳、親子交流に関する年表などの4種を収録。

### 第1部 親子交流の基礎的理解を深めるために

- 第1章 離婚後共同養育の時代を迎えて
- 第2章 子どもが笑顔になるための支援の3つの柱
- 第3章 支援機関・支援者論
- 第4章 再婚家庭と親子交流

### 第2部 支援に役立つ組織運営と支援の実践

- 第1章 紙織編
- 第2章 実践編

### 第3部 親子交流・支援についての疑問、質問にどう応えるか

#### 1 支援者へのアドバイス

- (1) 支援機関の役割
- (2) 子どもの意思の尊重
- (3) 困難を抱える子どものケースへの対応
- (4) 多様な家庭形態への対応
- (5) 相互理解に困難を抱える父母への対応
- (6) DVケースに対する支援機関の対応
- (7) 親子交流の費用負担問題
- (8) 緊急事態への対応
- (9) 国境を越えた親子交流支援の案内
- (10) 支援者のセルフメンテナンスの重要性

#### 2 家庭裁判所を利用した親子交流の実現

##### 第2章 父母へのアドバイス

###### 1 親子交流の話合いや交流開始前の相談例

- (1) 同居親からの相談例
- (2) 別居親からの相談例

###### 2 交流開始後の相談例

- (1) 同居親からの相談例
- (2) 別居親からの相談例

###### 3 特別な配慮を要するケースの相談

- (1) DVに関する相談例
- (2) モラルハラスメントに関する相談事例
- (3) ストーカー行為に関する相談事例
- (4) 依存症が心配な相談事例
- (5) 性的虐待の疑いがある場合の相談事例
- (6) 子どもの発達上の問題があるときの相談事例  
(発達障害と愛着不全)

### 参考資料

- FPIC面会交流支援者携行手帳
- ルール確認票
- FPICの面会交流支援における子の意思の尊重について支援者のためのガイドライン
- 親子交流（面接交渉・面会交流）の歩み

### Q見出し抜粋

- Q3：決め以外の支援・取次はしない
- Q4：子どもへの接し方  
—交流の始まりと終わり—
- Q6：不登校と親子交流
- Q7：家族の多様化と親子交流
- Q8：コミュニケーションの苦手な父母
- Q11：DV被害の訴えへの対応
- Q12：「支援を利用したいが、経済的負担が大きい」という父母への対応
- Q13：支援中の緊急事態への対応
- Q14：ハーグ条約に基づく親子交流の支援について
- Q16：支援者のセルフメンテナンス
- Q19：調停合意での留意点
- Q26：家裁で審理中の子どもの意向調査
- Q28：離婚で子どもをなるべく傷つけないようにするには
- Q50：こちらの祖父母・親族に会わせたい
- Q55：子どもの成長に伴い日程調整が困難
- Q67：交流を始めたが子どもがなつかない。どうしたら親密になる?
- Q73：DVのため、交流実施に不安がある
- Q78：相手の強い自己主張への不安
- Q79：付きまとい・ストーカー行為への不安
- Q80：依存症への心配
- Q81：子への性的虐待の疑い
- Q82：発達障害の疑いのある子の親子交流

### Q35 要請期の親子交流の開始延期は可能ですか

小学4年生の子どもがいます。相手は共同親権でなければ離婚には応じないと思いますが、受験や学校選択のことで意見が合わず、さっともれると思います。親子交流は受験が終わるまでは待ってほしいのです。どうすればよいでしょうか。

### Point

質問には、受験を口実にした、共同親権や親子交流への強い抵抗感がうかがえます。

①親権や親子交流も、当事者での協議はもめて長いそうです。公正な第三者による調停での解決の方法を紹介することが必要でしょう。調停では、子どもの福祉のために父母がどのように関わりを持ち続けられるか語り合うことになるでしょう。

②子どもの意向が尊重されるべきで、調停を利用すれば調査官調査を求めることが可能です。

すでに別居状態であれば、親子交流だけを調停で先に解決することを提案するがよいかもしれません。そうすれば、質問者が最重要課題と

### A

#### 子どものための最善の選択を

共同親権の場合、監護に関するもれ事を回避するためには、監護者を決めて監護の分掌をしたりすることができます。監護者には、子どもの監護教育をすること、子どもが住むところを決めること、子どもの職業を許可するなどが単独でできる権利義務として明文化されていますが、受験や学校選択が監護者の単独行為に含まれるかどうかは改正法には具体的には示されていません。

しかし、費用負担にも関わる事項なので相手は協議を求めるでしょう。両親間での協議が難しければ調停か審判で決めることになりますので、そのとき親子交流の開始を延期したければ、協議して合意点を探すことになります。

ただし、相手が期待通りの合意をしてくれるかどうかは分かりませんので、審判によって裁判所が決めることになるかもしれません。裁判所は子どもにとっての最善の利益を考えて結論を出すと思われますから、これも期待どおりになるかどうかは予測しにくいところです。共同親権の世界は子どものために覚悟を持って望まなければならないところがあるように思いますが、調停は当事者だけの協議の場ではありませんから、簡単にあきらめず、根拠を

77年ぶりの家族法改正の趣旨・目的を十分に踏まえたうえで、とくに親子交流の支援の体制や支援の現場での必要かつ持続的な支援の在り方を示そうとした好書

—— 早稲田大学名誉教授 棚村 政行（監修のことばより）

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

営業部

TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

X (旧Twitter) @nihonkajo

[www.kajo.co.jp](http://www.kajo.co.jp)



日本加除出版HP